

平成30年6月1日

関係各位

香川県砕石事業協同組合
高松市栗林町1丁目12-1
Tel 087-831-1827

平成30年度の保安教育講習会のご案内

標記講習会を下記により開催しますので、ご案内申し上げます。

記

【受講対象者】

- (1) 保安手帳(黒)、従事者手帳(青、黄)の有効手帳所持者のうち、手帳5、6ページ、次回の受講期限日が平成30年12月31日の者
- (2) 新規に従事者手帳の交付を希望する者

1. 講習会日程

種別	開催日	時間	会場
従事者手帳所持者 保安教育講習会	9月7日(金)	13:00 ~ 16:00	サンメッセ香川 高松市林町2217-1 ☎ 087-869-3333
保安手帳所持者 保安教育講習会	9月14日(金)	10:30 ~ 15:30	丸亀市生涯学習センター (西讃・広島地区対象) 丸亀市大手町2丁目1-20 ☎ 0877-23-1091
	9月20日(木)	10:30 ~ 15:30	サンポートホール高松 (小豆地区対象) 高松市サンポート2-1 ☎ 087-259-5000
	10月12日(金)	10:30 ~ 15:30	サンメッセ香川 高松市林町2217-1 ☎ 087-869-3333
	10月26日(金)	10:30 ~ 15:30	サンメッセ香川 高松市林町2217-1 ☎ 087-869-3333

2. 提出書類等

区分	提出書類	備考
I 有効手帳所持者(黒、青、黄)	受講申込書、総括表	郵送・FAX・メール受付
II 新規に従事者手帳の交付を希望する者	1. 受講申込書、総括表 2. 手帳交付申請書 3. 写真2枚(縦4cm×横3.5cm)※ 4. 発破技士免許の写し (ただし免許取得者のみ)	手帳交付申請書はHPIに掲載していますので印刷してご記入ください。

※写真は、申請前6か月以内撮影、無帽、正面上半身、無背景のもの。コピー用紙に印刷した物は不可。1枚は更新交付申請書に貼付、もう1枚は保安手帳貼付用です。

3. 受講料等

①②③の希望者(該当者)は、受講料とは別に①②③の交付料等が必要です。

区分	料金(税込)	備考
保安手帳対象の講習会受講料	12,340円	テキスト代含む
従事者手帳対象の講習会受講料	9,770円	テキスト代含む
① 従事者手帳の新規交付希望者の手帳交付料	9,260円	従事者手帳の新規交付希望者のみ
② 一斉更新対象者、氏名変更など更新交付対象者の手帳交付申請料	7,200円	氏名変更・汚損等で手帳の更新交付を希望する者、一斉更新対象者
③ 再交付料	9,260円	紛失、盗難等で再交付の希望者のみ

4. 申込方法

申込先	香川県砕石事業協同組合 〒760-0073 高松市栗林町1丁目12-1 TEL 087-831-1827 FAX 087-831-1828
申込方法	総括表と申込書を合わせてFAXまたは郵送後、期日までに下記銀行口座へ受講料等をお振込み下さい。 かがわ りつりん かがわけんさいせきじぎょうきょうどうくみあい 香川銀行 栗林支店 普通預金 1270653 香川県砕石事業協同組合 ※受講料の振込手数料は貴方でご負担願います。 ※納付された受講料等は返還しません。
申込期日	平成30年7月31日（火）厳守（申込・支払） ※期日までにお支払が確認できない場合は受講できません。

5. 受講申込書について

受講申込書には、昨年までの実績に基づき記入しています。なお、それ以外の方で今回の受講を希望される方は、その氏名を追加記入し、手帳の1～6ページのコピーを添付して下さい。また、氏名を記載している方で今回受講しない方は二重線で抹消して下さい。

6. 受講日・会場の指定について

- (1) 受講日については、会場のスペースなどの関係で指定させていただきましたが、変更をご希望の場合は、ご連絡下さい。
- (2) 従事者手帳所持者で、指定日(9月7日)以外の保安教育講習会を受講する場合は、保安手帳所持者の講習会の受講料となります。急遽、変更した場合にも、その差額をお支払い下さい。

7. 継続学習制度(CPDS)について

保安手帳(黒)所持者対象のこの講習会は、(一社)全国土木施工管理技士会連合会のCPDS認定講習会として登録しています。

学習履歴登録に必要な受講証明書をご希望の方は、受講申込書に○印を付けて下さい。

申込書に○印をご記入頂いた方のみ、受講証明書を講習会終了後にお渡し致します。

当日のお申込みには対応できません。

8. その他

- (1) 受講票は、8月中旬頃に各事業所等へ送付しますので、講習会当日に持参して下さい。
- (2) 申込書だけで受講料等、事前にお支払のない場合は、受講できません。
- (3) 保安手帳の失効した者や本年の講習会を受講できない者については、12月14日開催予定の「再教育講習」を受講してください。
※失効した手帳は盗難等に伴う悪用防止のため、すみやかに当組合へ返納して下さい。
- (4) 申込期日を過ぎた場合は受付できませんのでご了承ください。
- (5) 保安手帳所持者は手帳が交付された年(手帳の交付年、再交付年または更新交付年)から10年以内に更新しなければなりません。・・・一斉更新
- (6) 受講申込書には該当者を記載しておりますが、保有手帳の5、6ページの受講期限日を再度ご確認の上、お申し込み下さい。

●今年受講対象者は次回受講期限日が30年12月31日となっています。



<http://www.kagawa-saiseki.or.jp/>

講習会のご案内等、上記URLに掲載しています。

お問合せは E-mail info@kagawa-saiseki.or.jp